

買受代金納付書

金額	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
----	----	----	----	---	---	---	---	---

上記のとおり、公売財産（売却区分番号 _____）の買受代金を納付します。

先に納付した公売保証金 _____ 円を買受代金に充当します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

買受人 住(居)所
氏名又は名称 ⑧

代理人 住(居)所
氏名又は名称 ⑧

新城市長 様

キリトリ

※買受代金納付書について

上記買受代金納付書に売却区分番号、公売保証金、日付及び買受人(又は代理人)欄に記入、押印のうえ代金納付とともに新城市市民環境部税務課債権管理室まで持参又は郵送してください。買受代金は、売却決定金額から事前に納付した公売保証金を差し引いた金額となります。

(1) 買受代金納付期限について

買受人（売却決定を受けた最高価申込者）は、買受代金納付期限までに新城市市民環境部税務課債権管理室が納付を確認できるよう買受代金を一括で納付してください。買受代金が納付された時点で、公売財産の所有権が買受人に移転します。買受代金納付期限までに買受代金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された公売保証金を没収し、返還しません。

(2) 買受代金の納付方法

買受代金は次の方法で納付してください。なお、買受代金の納付にかかる費用は、買受人の負担となります。なお、買受代金納付期限までに新城市市民環境部税務課債権管理室が納付を確認できることが必要です。

ア 新城市市民環境部税務課債権管理室の指定する口座へ銀行振込

イ 現金書留の送付（金額が 50 万円以下の場合のみ）

ウ 現金もしくは銀行振出の小切手を新城市市民環境部税務課債権管理室へ直接持参

*小切手は、名古屋手形交換所管内のもので振出日から起算して 8 日を経過していないものに限り
ます。